

老人福祉法の一部改正

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正

平成6年10月1日施行

(措置の解除に係る説明等)

第十二条 市町村長は、第十条の四第一項若しくは第二項又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があった場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 第十条の四第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

(改善命令等)

第十八条の二 略

2 都道府県知事は、前項の規定により、老人居宅生活支援事業又はデイサービスセンター若しくは老人短期入所施設につき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならない。

第十九条 略

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、中央社会福祉審議会又は地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。